

## 建設コンサルタント業務等の競争入札に参加しようとされる方へ

一般財団法人広島市都市整備公社 経営管理部経営管理課

一般財団法人広島市都市整備公社が発注する建設コンサルタント業務等\*の競争入札（以下「入札」といいます。）に参加しようとされる方は、以下の事項をよく読み、間違いのないようにしてください。

\* 建設コンサルタント業務等 地質調査業務、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の5つの業務をいいます。

### I 入札への参加

#### 1 関係法令・規則・要綱等

入札は、「一般財団法人広島市都市整備公社契約規程」、「一般財団法人広島市都市整備公社建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱」等の要綱等の定めに従って行いますので、その内容をよく理解しておいてください。

また、刑法第96条の3（談合等）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引等）の規定に違反する行為を行ってはなりません。

「一般財団法人広島市都市整備公社契約規程」や「一般財団法人広島市都市整備公社建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱」等の要綱等は一般財団法人広島市都市整備公社ホームページ（アドレスは最後に掲載。以下「ホームページ」といいます。）で見ることができます。）

#### 2 入札に当たっての基本的な留意事項

- 1 入札は、予定価格が100万円を超えるものについて行います。
  - \* 予定価格が100万円を超えないものは随意契約となります（一般財団法人広島市都市整備公社契約規程第22条第6号）。
- 2 入札を行った案件は、落札者の決定後に予定価格及び調査基準価格又は最低制限価格を公表します。
  - \* 公表する額は、いずれも消費税及び地方消費税相当額を控除した額です。
- 3 次に掲げる事項に違反した場合、関係者について広島市が競争入札参加資格の取消し（3年間）又は指名停止措置を行うことがあります。
  - (1) 関係法令（刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等）を守り、公正な入札を行うこと。
  - (2) 少なくとも入札が終了するまでは入札に参加することを他の者に知らせないこと。
    - \* 本公社では、適正な競争の促進を図る観点から、落札者を決定するまでは入札参加者名を公表していません。
  - (3) 入札に当たっては、他の業者と入札価格又は入札意思などについて、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めること。
  - (4) 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示しないこと。
  - (5) 予定価格、設計金額、最低制限価格、調査基準価格、総額失格基準額その他これらを推定することができるものの目安を知るために、職員に質問や確認を行ったり、威力や金銭を用いて聞き出すなどの働きかけをしないこと。

- 4 入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、当該入札参加者を**入札に参加させず**、又は**入札の執行を延期し、若しくは中止**します。
- 5 入札に当たって談合があったと認められる場合又は談合の疑いが払拭できない場合は、入札後であっても入札を無効とする等の措置を行います。
- 6 本社の指名競争入札建設コンサルタント業務等においては、同じ入札に参加した他の入札参加者（入札を辞退した者も含まれます。）に当該入札に係る業務を請け負わせ、又は委任することは、原則としてできません。
- 7 入札参加者は、本社が入札の内容について調査を行うときは、その調査に対し、誠実に協力しなければなりません。
- 8 入札公表後において、入札公表・入札関係資料に誤記載などの誤りがあった場合は、入札中止、訂正公表又は入札関係資料の修正を行うことがあります。開札後においても、当該誤りにより、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を中止とし、確認対象者の決定を取り消します。  
また、落札決定に影響がない場合には、入札を中止することなく、入札手続を継続します。

### **3 入札心得**

- 1 開札の結果、一般競争入札参加資格確認申請書の提出を求められた者は、この書類の1つとして**資本的関係・人的関係調書**（様式はホームページから入手できます。）を定められた期限までに提出することとなります。この調書により、一定の資本的関係、人的関係又は複合的關係のある会社が同一入札に参加していることが判明した場合、それらの会社はいずれも入札に参加することができません。ただし、そのうちの1者を除いて他者が全て入札執行前に入札を辞退した場合は、残りの1者は入札に参加できます。  
なお、入札後資格確認型一般競争入札の場合、入札書受付後の入札辞退は認めませんので、一定の資本的関係、人的関係又は複合的關係のある会社の入札全てを無効とします。
- 2 設計書、仕様書、図面及び現場等並びに一般財団法人広島市都市整備公社契約規程その他の契約条件を熟知し、経費の内訳を明らかにした所定の**積算内訳書**（様式及び作成要領は、ホームページから入手できます。）を作成して、**入札書と一緒に郵送**してください。積算内訳書を提出されない場合や提出された積算内訳書が積算内訳書作成要領に定める無効事由に該当する場合、**その入札は無効**としますのでご注意ください。
- 3 入札に当たり不明な点がある場合は、入札前に関係職員に説明を求めてください。
- 4 本社は電子入札を行っておりません。
- 5 入札に当たり、次の事項に注意してください。
  - (1) 代理人の印鑑で入札する場合は、入札書とともに**委任状**（様式はホームページから入手できます。）を提出してください。
  - (2) 入札参加者及びその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
  - (3) 入札書は、**本所定の様式**（ホームページから入手できます。）を使用し、**封筒**（長形3号が望ましい。）に入れて提出してください。  
なお、封筒には業務名及び入札者の商号又は名称を記載し、入札書に押印すべき印鑑で封印してください。
  - (4) **積算内訳書（記名押印したもの）を必ず提出**してください（提出方法は入札説明書のとおり。）。
- 6 （調査基準価格が設定されている案件）低入札価格調査において、「低入札価格調査マニュアル（建設コンサルタント業務等用）」の「5 適正な履行確保の基準」に定める基準を満たさないときは、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるものとして落札者としないので、ご注意ください（低入札価格調査マニュアル（建設コンサルタント業務等用）は、ホームページから入手できます。）。
- 7 **入札回数は2回**とします。ただし、最低制限価格が設定されている案件において、再度の入札を行うこととなった場合、**初度の入札において最低制限価格に満たない価格をもって入札を行った方は、再度の入札に参加できません。**

- 8 次の各号のいずれかに該当する入札は無効となります。
- (1) 入札公表に示した入札参加条件を満たさない者のした入札
  - (2) 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
  - (3) 入札に関する条件に違反した入札
  - (4) 提出された入札参加資格確認申請書が書類不備(誤記載を含む。)で確認のできない者のした入札
  - (5) **調査基準価格が設定されている案件にあつては、入札金額が、総額失格基準を満たしていない入札**
  - (6) **最低制限価格が設定されている案件にあつては、入札金額が最低制限価格に満たない価格をもって行った入札**
  - (7) 積算内訳書の業務委託費合計金額が入札書記載金額と異なる等「積算内訳書作成要領」の無効事由に該当したもの
  - (8) 一の入札に同一の入札者又は代理人から2通以上の入札書が提出されたもの
  - (9) 明らかに連合による入札と認められるもの
  - (10) 明らかに錯誤による入札と認められるもの
  - (11) 入札書に記名押印がないもの
  - (12) 入札書の記入文字が明確でないもの
  - (13) 委任状の提出のない代理人が入札したもの
  - (14) 入札金額を訂正したもの
  - (15) 積算内訳書に記名押印がないもの
- 9 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上ある場合は、原則として、開札日の翌日の本公社が設定する時間及び場所において、該当者がくじを引く方法によるくじ引を行い、競争入札参加資格の確認を行う者の順番又は落札者を決定します。万一、くじを引くべき者がくじを欠席したとき、又はくじを引かないときは、入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじを引きます。
- 10 **入札後資格確認型一般競争入札に参加される方は、入札を辞退することはできません。ただし、その他の入札の場合は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。**この場合においては、郵送又は持参により辞退届を提出してください。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。
- 11 再度の入札を行う場合、再入札通知書を受けた方で、再度の入札をを希望しない方は、**再度の入札を辞退することができます。**この場合においては、入札書受付期間内に同期間内に**郵送又は持参により辞退届を提出**してください。なお、入札を辞退した方は、これを理由として以降の指名等について**不利益な取扱いを受けることはありません。**
- 12 入札参加者が連合し、若しくは不穩の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合は、入札書及び積算内訳書を必要に応じ公正取引委員会等に提出する場合があります。

## Ⅱ 契約の締結

### 1 契約書の交付

入札の結果、契約の相手方となった方には、その**業務を発注する課**(以下「業務担当課」といいます。)において**契約書を手渡します**ので、指示する日時までに(落札決定後、業務担当課の職員が指示します。)業務担当課へお越してください。

なお、落札者となった者が消費税等に係る免税事業者である場合は、契約書の委託代金額について、消費税等相当額のうち書きを行わないため、落札者は直ちに「免税事業者届出書」(様式はホームページから入手できます。)を契約担当課へ提出してください。

## **2 契約の締結日**

契約の締結日は、原則として**落札決定（見積）日の翌日**（当該日が公社の休日である場合にあっては、当該日後最初に到来する公社の休日でない日）となります。

やむを得ない事情がある場合は契約担当課にご相談ください。ただし、この場合にあっては落札決定（見積）日から5日以内の日となります。

契約の相手方となった方には改めて契約締結日及び契約金額をお知らせしますので、**必ずご確認ください**。

## **3 契約保証金**

契約を締結する際には、**契約保証金**を納めていただく必要があります。

金融機関の保証、保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結（以下「保証等」といいます。）に当たっては、**事前に取扱機関の審査を必要とします**ので必ず事前に取扱機関にご相談ください。詳しくは「契約保証金の納付について（建設コンサルタント業務等用）」をご覧ください。

なお、契約日までに契約保証金の納付又は保証等に係る証書の提出をされない限り、契約を締結することができません。また、契約保証金（現金）と保証等の併用はできません。

## **4 落札者が契約を締結できなかった場合及び契約を締結しない場合**

落札者が決定した後、契約を締結することができなかった場合及び正当な理由なく契約を締結しなかった場合は、広島市が競争入札参加資格を取り消します（3年間）。

また、併せて契約予定金額に対する入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定額の5パーセント）を請求します。

# Ⅲ 業務の履行

## **1 関係法令等の遵守**

一般財団法人広島市都市整備公社が発注した業務を履行されるに当たっては、**関係法令並びに本公社契約規則等の諸規程及び契約約款等の規定を遵守しなければなりません**。

## **2 本公社発注業務からの暴力団等の排除**

本公社発注業務の履行に関する下請契約等及び資材、原材料等の売買その他の契約において、次に掲げる者がその当事者又は代理若しくは媒介をする者として選定されることがないよう必要な措置を講じなければなりません。

- 1 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団
- 2 同条第2項第1号に規定する暴力団員
- 3 広島県公安委員会が暴力団への利益供与等を行った者等として公表している者（広島県警察本部のHPにて公表）
- 4 同条第3項に規定する暴力団経営支配法人等又は同条第4項に規定する被公表者経営支配法人等
- 5 同条第5項に規定する暴力団関係者

なお、本公社発注業務につき、次のいずれかに該当する場合には、本公社発注業務の請負契約を解除し、広島市が指名停止措置を行うことがあります。

- (1) 本公社発注業務の履行のための下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約を締結するに際し、事業者又はその役員等が暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、被公表者経営支配法人等又は暴力団関係者（以下「暴力団な

ど」という。)であることを知りながら、当該事業者をこれらの契約当の相手方として定めたとき。

- (2) 受注者が締結した本公社発注業務の履行のための下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の相手方又はその役員等が暴力団などであることが判明し(1)に規定する場合に該当するときに除く。)、本公社が受注者に対し、当該契約を解除するよう求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

上記の解除等を避けるための方策として、業務を履行するための下請契約等及び資材、原材料等の売買その他の契約を締結するに当たっては、相手方又は代理若しくは媒介する者(その役員等を含む。)が暴力団などでないことを確認するとともに、書面により締結する場合には、暴力団などに該当するものであることが判明した場合には、当該契約の申込者は催告することなく当該契約を解除することができる旨を内容とする特約を契約書その他の書面に定めること等が考えられます。広島市が指名停止を行っている者その他下請契約等の当事者としてはならない者(一般財団法人広島市都市整備公社建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第4条第1項各号に列記)についても、同様です。

詳しくは一般財団法人広島市都市整備公社建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第4条及び委託契約約款の規定をご覧ください。

### **3 暴力団等から不当な介入を受けた場合の届出**

業務の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに本公社に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。報告又は届出がない場合は広島市が指名停止措置を行うことがあります。

## **IV 随意契約の場合**

予定価格が**100万円を超えない**ものは、随意契約(見積合せ)となります。随意契約の場合も上記「入札への参加」から「業務の履行」までに準じますが、競争入札と異なるものは主に次のとおりです。

- 1 予定価格は公表しません。また、最低制限価格等も設定しません。
- 2 積算内訳書及び低入札価格調査報告書を提出する必要はありません。ただし、積算内訳書は競争入札の場合に準じて必ず作成し、見積書提出の際には持参してください。
- 3 見積合せは**見積書**を提出していただくことにより行います。なお、提出の際には、本人確認のため、身分のわかるものの提示を求めますので、名刺、免許証、保険証等を用意してください。また、代理人により参加する場合には、本人確認に加え、委任状の提出を求めています。
- 4 見積回数は3回を限度とします。

広島市のホームページアドレス <http://www.city.hiroshima.lg.jp/>

※ 契約に関するページは、上記アドレスから

「事業者」→「入札・契約・諸手続・税金など」→「入札・契約」